

行田市空き家等バンク利用マニュアル

利用希望者（空き家等を買いたい方・借りたい方）向け

行田市では、空き家や空き地を売りたい・貸したいという所有者の方々から提供された物件情報を、市のホームページ等を通じて広く発信しています。

このマニュアルでは、空き家等バンクを利用して空き家や空き地を購入・賃借したい方を対象に、申込方法や手続きの流れをわかりやすくご案内しています。



◆登録物件一覧

URLまたはQRコードから、現在、登録中の空き家等の情報がご確認できます。

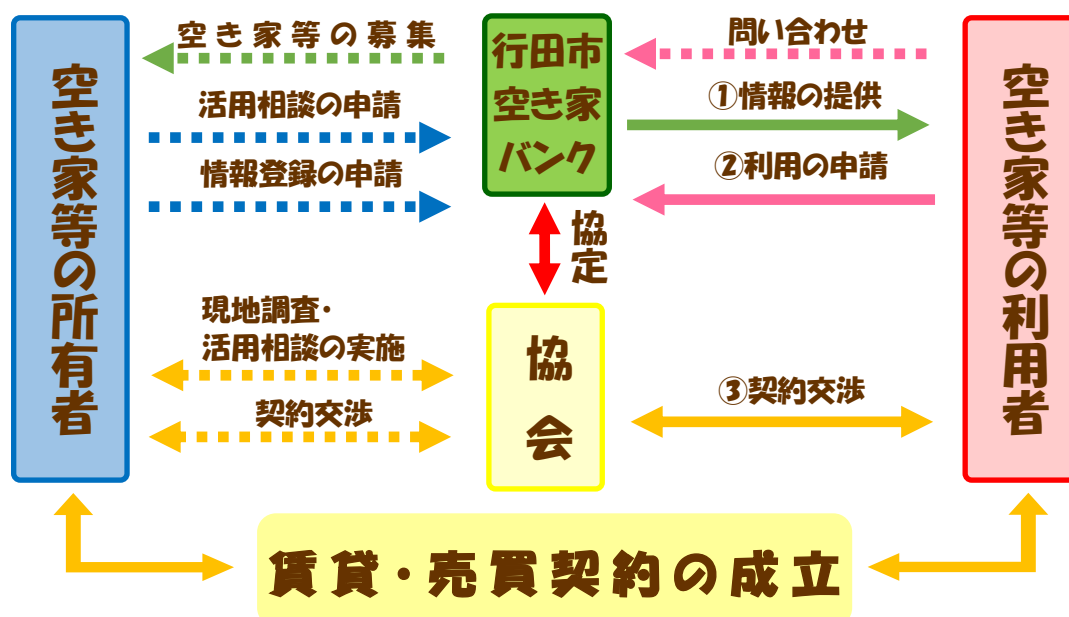
https://www.city.gyoda.lg.jp/soshiki/kankyokeizaibu/shoko_kanko/gyomu/rikatuyou_1/1402.html

※物件によっては、交渉中または成約済みの場合がありますので、詳細は登録カード（様式第5号）に記載されている各物件の媒介業者へお問い合わせください。

◆空き家等バンクの利用手順 ※下図「空き家等バンクのしくみ」の実線部分を参照

①	情報の提供	市のホームページ等で空き家等の情報を公開しています。
②	利用の申請	<p>空き家等の利用を希望する方は、次の必要書類に必要事項を記入（必要書類を添付）のうえ、市商工観光課に提出してください。なお、郵送による申請も受け付けています。</p> <p>【必要書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行田市空き家等バンク利用申請書[様式第11号] ・利用を希望する方の身分を証明するものの写し（運転免許証等） ・その他市長が必要と認める書類 <p>※事前に現地確認等を行いたい場合は各自外観目視等にてご確認ください。</p>
③	契約交渉	市商工観光課は、申請受付後、協会に利用申請書の写しを送付します。協会を通じて交渉の実施の依頼を受けた協会に所属する宅地建物取引業者から、直接、利用の申請をした方に連絡があります。その後、空き家等に関する交渉を行い、条件が合えば所有者との賃貸・売買契約が成立します。

◆空き家等バンクのしくみ



◆注意事項

- 1 登録者および利用希望者の空き家等に関する交渉および売買、貸借等に係る契約については、協会に所属する宅地建物取引業者（媒介業者）が行うものとし、市は直接関与しません。
- 2 空き家等に関する交渉および売買、貸借等に係る契約（契約成立後も含む。）に関する一切の疑義、紛争等については、登録者、利用希望者および媒介業者の間で解決していただきます。
- 3 空き家等バンクの利用について利用申請書記載事項に誓約または同意していただく必要があります。
- 4 宅地建物取引業法の規定に基づく額の範囲の報酬を空き家等の売買、貸借等の代理または媒介を行った宅地建物取引業者に支払う必要があります。

※1 登録者…空き家等バンクの登録を受けた空き家等の所有者等の方です。

※2 利用希望者…空き家等の利用を希望する方です。

※3 協会…『行田市における空き家等の利活用等の促進に関する協定』を締結している宅地建物取引業の団体のことです。「公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会北埼玉支部」および「公益社団法人全日本不動産協会埼玉県本部北支部」の2つの協会と協定を締結しています。

◆市の各種補助金等について

空き家等バンクの利用に際し、市の各種補助金等を紹介します。補助金の活用には市税を滞納していない、事前に各種補助金等の申請をする必要がある等、以下に記載のほか要件がありますので、ご検討の際は、あらかじめ担当部署にお問い合わせください。

(1) 老朽空き家等解体補助金

※当該補助金は、危険な状態にある空き家等の解体を促進する場合に限りです。

【お問い合わせ先】 建築開発課空き家指導担当 ☎048-550-1551（直通）

<p>[概要] 適正な管理が行われず、市民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている老朽空き家等を解体する方に補助金を交付します。</p> <p>[対象者] 老朽空き家等の所有者またはその相続人</p> <p>[対象の空き家等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老朽空き家等の適正管理に関する条例に規定する指導または助言を受けたもの ・個人所有であるもの ・1年以上使用されていない状態であるもの ・公共事業の補償の対象となっていないもの ・所有権以外の権利設定がないもの ・危険度評価基準（180点満点）が100点以上のもの ・空家特措法に基づく勧告を受けていないもの <p>[補助額] 補助対象工事に要した費用の2分の1 （交付限度額30万円）</p>
--

(2) 既存木造住宅耐震診断・改修等補助金

※当該補助金は、一戸建て住宅または兼用住宅を耐震診断・改修した場合に限りです。

【お問い合わせ先】 建築開発課建築指導担当 ☎048-550-1551（直通）

<p>既存木造住宅耐震診断補助金</p>	<p>[概要] 既存木造住宅の耐震診断を行う方に補助金を交付します。</p> <p>[対象者] 所有者または所有者の2親等以内の親族の方で、当該建築物に居住している方</p> <p>[対象の建築物]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内にある昭和56年5月31日以前に着工された木造の「一戸建て住宅」または「兼用住宅（住宅部分の面積が過半であるものに限る。）」で2階建以下のもの ・市が指定した構造であること <p>[補助額] 耐震診断に要した費用の2分の1（1回に限りです）</p> <p>[補助限度額] 5万円</p>
<p>既存木造住宅耐震改修等工事補助金 ※簡易耐震改修工事（耐震シェルター・防災ベッド設置）含む</p>	<p>[概要] 既存木造住宅の耐震改修工事を行う方に補助金を交付します。</p> <p>[対象者]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象の建築物に居住する方で、所有者または所有者の2親等以内の親族の方 ・所有者の相続人であり、対象の建築物に居住予定の方 <p>[対象の建築物]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内にある昭和56年5月31日以前に着工された木造の「一戸建て住宅」または「兼用住宅（住宅部分の面積が過半であるものに限る。）」で2階建以下のもの、かつ耐震診断による上部構造評点が1.0未満のものまたは基礎が安全でない診断されたもの

	<ul style="list-style-type: none"> ・市が指定した構造であること <p>[補助額]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震改修工事 耐震改修工事に要した費用の100分の23（1回に限ります） ・簡易耐震改修工事 簡易耐震改修工事に要した費用の2分の1（1回に限ります） <p>[補助限度額]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震改修工事 20万円 ・簡易耐震改修工事 10万円
--	---

（3）合併処理浄化槽設置補助金

※当該補助金は、住宅に各種設備を設置する場合に限ります。

【お問い合わせ先】環境課 ☎048-556-9530（直通）

[概要]			
行田市生活排水処理基本計画における浄化槽処理区域内において、主として居住を目的とした住宅（延べ面積の2分の1以上を住宅の用途に供するものに限る。）に処理対象人員10人以下の環境配慮型の合併処理浄化槽を既存単独処理浄化槽またはくみ取り便槽から転換して設置する方に補助金を交付します。			
[補助金額]			
	区分	市内業者施工の場合	市内業者以外の業者施工の場合
5人槽	単独処理浄化槽	562,000円	542,000円
	くみ取り便槽	532,000円	512,000円
7人槽	単独処理浄化槽	644,000円	624,000円
	くみ取り便槽	614,000円	594,000円
10人槽	単独処理浄化槽	778,000円	758,000円
	くみ取り便槽	748,000円	728,000円
※補助金予算内での補助となりますので、年度途中で終了する場合があります。			

（4）起業家支援事業助成金

※当該助成金は、事務所や店舗を賃借した場合に限ります。

【お問い合わせ先】商工観光課 ☎048-556-1111（内線5405）

空き店舗等改修費助成金	<p>[概要]</p> <p>空き店舗等（事務所や店舗）を賃借して新たに事業を開始する方に助成します。</p> <p>[対象となる費用]</p> <p>空き店舗等の改修費（消費税を除く） ※当初改修費のみを対象とします。</p> <p>[交付率]</p> <p>2分の1</p> <p>[助成限度額]</p> <p>50万円（市内事業者施工の場合） 25万円（市外事業者施工の場合）</p>
空き店舗等運営助成	<p>[概要]</p> <p>空き店舗等（事務所や店舗）を賃借して新たに事業を開始する方に助成します。</p> <p>[対象となる費用]</p> <p>事業の運営に係る設備や備品購入費、宣伝等に要する費用（消費税を除く） ※創業時のみ</p>

	[交付率] 2分の1 [助成限度額] 50万円
--	----------------------------------

(5) 住宅改修資金補助金

※当該補助金は、個人住宅等を改修した場合に限りです。

【お問い合わせ先】 商工観光課 ☎048-556-1111（内線5405）

[概要] 市民の方が市内の施工業者により個人住宅等の改修工事を行った場合に、その費用の一部を補助します。 [対象となる工事] 市内施工業者が行う改修工事20万円（消費税抜き）以上のもので、内装や外装、住宅に附帯する外構施設に係る工事 [交付率] 改修工事費（消費税抜き）の5%相当額 [補助限度額] 10万円

(6) 県産木材活用促進支援事業補助金

※当該補助金は、(5)の住宅改修資金補助制度との併用ができます。

【お問い合わせ先】 農政課 ☎048-556-1111（内線5423）

[概要] 埼玉県産木材を使用して住宅等を建築・リフォーム、木塀等を設置する場合に、その費用の一部を補助します。 [対象となる工事] 住居部分及びその住宅に附帯する施設、店舗、倉庫等に関する新築、増築、改装工事または木塀等（ウッドデッキ含む）の設置工事 [交付率] 使用した県産木材の購入額（消費税抜き）の2分の1 [補助限度額] 上限20万円（行田木材組合加入業者から県産木材が納入される場合は30万円）

【 空き家等バンクに関するお問い合わせ先 】

行田市 環境経済部 商工観光課 空き家・空き店舗利活用支援担当

〒361-0052 埼玉県行田市本丸2番20号（埼玉県行田地方庁舎3階）

☎048-556-1111（代表）